



## ニュースリリース

2024年1月15日

**1月15日から購入申込の受付を開始  
1月29日設定**

T&D保険グループのT&Dアセットマネジメント株式会社(東京都港区、代表取締役社長: 田中義久)は、2024年1月29日に「野村ホールディングス社債／システムティック・グローバル・マクロ戦略ファンド2401 (愛称: 八重重ね)」を設定いたします。

**ファンドの特色****1. 野村證券のグループ会社が発行する円建社債(約8年)に投資します。**

野村グローバル・ファイナンス株式会社が発行し、野村ホールディングス株式会社による保証が付されます。

- ファンドは野村グローバル・ファイナンス株式会社が発行する円建債券(以下「野村ホールディングス社債」ということがあります。)を高位に組み入れ、満期まで保有することで約8年後の償還時に元本確保\*を目指します。

\* 投資する債券の発行体・保証体等が債務不履行となった場合等には、元本を確保できない場合があります。信託期間中にファンドを換金した場合やファンドが繰上償還された場合等には、換金価額や償還価額が投資元本を下回る場合があります。元本に購入時手数料は含みません。

**2. 投資対象とする社債の固定クーポンと実績連動収益の獲得を目指します。**

- 投資対象とする野村ホールディングス社債の固定クーポンと参照指数の累積収益率により決定される収益(以下「実績連動収益」ということがあります。)の獲得を目指します。
- 固定クーポンは每期一定水準支払われ、実績連動収益は野村ホールディングス社債の満期時に元本および固定クーポンとともに支払われます。
- 実績連動収益はフィデリティ・システムティック・グローバル・マクロ戦略指数(以下「参照指数」ということがあります。)の累積収益率に基づき決定します。
- 参照指数はフィデリティ・インターナショナルによる資産配分の助言に基づき運営され、ノムラ・インターナショナルplcは運営管理を行います。

**資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。**

ファンドは「特化型運用」を行います。一般社団法人投資信託協会の規則において、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いものは、特化型ファンドと定められています。支配的な銘柄とは、寄与度(投資対象候補銘柄の時価総額に占める割合)が10%を超えるまたはを超える可能性の高い銘柄をいいます。

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 設定日    | : 2024年1月29日(月)               |
| 購入申込期間 | : 2024年1月15日(月)～2024年1月26日(金) |
| 取扱販売会社 | : 野村證券株式会社                    |



## お申込みメモ

|        |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時    | 購入の申込期間 | 2024年1月15日～2024年1月26日まで                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|        | 購入単位    | 1口単位 (当初元本 1口=1万円)                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|        | 購入価額    | 1口当たり1万円                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 換金時    | 換金単位    | 1口以上1口単位で販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|        | 換金価額    | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差引いた額                                                                                                                                                                                                                                                        |
|        | 換金代金    | 原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 申込締切時間 |         | 購入については、購入の申込期間最終日の販売会社が定める時間までにお申込みください。<br>換金については、原則として午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。                                                                                                                                                                                                 |
| 信託期間   |         | 2032年1月29日まで (2024年1月29日設定)                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 決算日    |         | 1月29日 (休業日の場合は翌営業日) 初回決算日は2025年1月29日です。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 収益分配   |         | 年1回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 課税関係   |         | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人の場合、原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して20.315%の税金がかかります。公募株式投資信託は、税法上、NISAの適用対象であり、2024年1月1日以降は、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。なお、ファンドについては、2024年1月1日以降NISAの適用対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。配当控除の適用はありません。                                                         |
| 申込不可日  |         | 下記のいずれかに該当する日には、換金の申込はできません。<br>・ロンドンの銀行の休業日<br>・TARGETの休業日<br>・シドニーの銀行の休業日<br>・EUREXの休業日<br>・モントリオール取引所の休業日<br>・大阪取引所の休業日<br>・東京の銀行の営業日かつユーロクリア・バンク休業日である日の3東京営業日前<br>・ニューヨークの銀行の休業日<br>・トロントの銀行の休業日<br>・CMEグローベックスの休業日<br>・ICE Futures Europeの休業日<br>・シドニー先物取引所の休業日<br>・ユーロネクスト・パリの休業日 |

## ファンドの費用

## ● 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                                   |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に、 <b>1.1%(税抜1.0%)</b> を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。<br>詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。                         |

## ● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                                                                                                                                                                          |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | 毎日、ファンドの元本総額に <b>年0.352% (税抜0.32%) 以内*</b> の率を乗じて得た額とします。<br>*有価証券届出書提出日 (2023年12月22日) 現在は年率0.32% (税抜)                                                                   |
| その他の<br>費用・手数料   | ・ 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。<br>・ 証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。<br>これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。 |

\* 上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

\* 詳細につきましては必ず「投資信託説明書 (交付目論見書)」をお読みください。



## ファンドの投資リスク

**ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。**  
**したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。**

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

特化型運用に伴うリスク

価格変動リスク

信用リスク

流動性リスク

中途換金時および繰上償還時のリスク

※基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

### 【その他の留意点】

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 分配金に関する留意点
  - ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
  - ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 大量の解約・換金申込を受け短期間で解約資金を準備する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 参照指数に重大な変更が生じた場合や算出が停止された場合等は、当初想定していた分配を行うことができない可能性があります。
- ファンドが投資対象とする野村ホールディングス社債が、発行体および保証体等の債務不履行や法令、税制の変更等により早期償還となる場合、当該社債の換金後にファンドは繰上償還されます。その場合、当該社債は時価で換金されるため、ファンドの償還価額は投資元本を確保できない可能性があります。
- ファンドの基準価額は、信託期間中に1万円を下回る場合があります。

## ご留意いただきたい事項

- 当資料はT&Dアセットマネジメントが投資家の皆様への情報提供を目的として作成したものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料に記載した情報は、当資料作成時点におけるものであり、将来の投資成果等を保証するものではありません。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、株式および公社債等値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。これら運用による損益は全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 購入のお申込みにあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社にてご入手いただけます。

★本件に関するお問い合わせ★

T&Dアセットマネジメント株式会社 投信営業部

電話番号：03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ：<https://www.tdasasset.co.jp/>